

受付中です！

**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への
水道料金及び下水道使用料の特例減免制度について**

大阪市では、新型コロナウイルス感染症により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞が生じ、さらに自粛要請等による影響により経営状況が非常に厳しくなっている酒類を提供している飲食店等の事業活動を支援するため、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の特例減免制度を創設し、申請の受付を令和3年4月20日から開始しています。

制度概要

○申請できる方：大阪市水道局と給水契約があり、次の①又は②に該当する方

①酒類を提供している飲食店等^(※1)

②酒類を提供している飲食店等^(※1)が入居しているテナントビルのオーナー・管理会社等^(※2)

※1 令和2年3月31日までに営業を開始し、特例減免の申請及び決定日において倒産・廃業していないこと

○要件：令和2年の売上が、令和元年の売上より30%以上減収していること

○対象料金：令和3年1月～3月検針分の水道料金等（ただし、飲食店等で利用した部分に限る）

○減免割合：売上が50%以上減収した場合⇒全額免除
売上が30%以上50%未満減収した場合⇒半額減免

申請期限**令和3年7月31日（土）**

※2 ・テナントビルのオーナー・管理会社等の方は、入居店舗にお配りいただくための申請書類を当局から送付するため、事前申込が必要です。事前申込の期限は令和3年7月16日（金）までです。

・水道局と直接給水契約がない方（水道局へ直接水道料金等をお支払いでない方）はオーナー様・管理会社様等を通じての申請となります。

申請方法等詳細につきましては、

○大阪市水道局ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000520774.html>

○特例減免コールセンター 06-7178-1326

（営業時間：土・日・祝日を除く、9時～17時30分）にてご確認ください。

**※支払猶予を受けておられる方へ**

令和2年12月24日から実施していた支払猶予^(※)の適用を受けておられる方も、減免をご希望の場合は、改めて減免の申請が必要です。（ただし、支払猶予と減免とは要件が異なりますので、支払猶予の適用を受けている場合も減免の対象とならない場合があります。）

減免を申込まない場合や減免要件に該当しない場合などは、改めて猶予期間の料金のお支払い方法について、確認させていただきます。

(※) 令和3年1月～3月分の水道料金等のお支払いを猶予するものです。